

# 国民健康保険税に関するお知らせ



問い合わせ 保険年金課 (内線 247)



## 国民健康保険税納税通知書を送ります

発送日 **7月12日(月)**

第1期分納税期限 **8月2日(月)**

### 課税限度額の引き上げについて

国民健康保険税額を算出する際の世帯課税限度額が改正されました。

世帯課税限度額	令和2年度 (改正前)	令和3年度 (改正後)
医療分	61万円	63万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円
介護分	16万円	17万円
合計	96万円	99万円

### 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症により、次の2つのいずれかに該当する世帯は、国民健康保険税が減免となる場合があります。

- (1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
  - (2) 主たる生計維持者の事業収入などが前年の当該事業収入などの10分の3以上減少した世帯
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

### 軽減判定基準の変更について

個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定基準が変更となりました。

軽減割合	前年の世帯総所得金額など (世帯主と国民健康保険加入者および特定同一世帯所属者*1の所得の合計額)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等*2の数-1) 以下
5割	43万円+28.5万円×(被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計) + 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割	43万円+52万円×(被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計) + 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※1：後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の資格を喪失した方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方

※2：一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けている方

### 国民健康保険の脱退(資格喪失)の届出について

新たに社会保険などに加入した場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。会社側では行いませんので、必ずご自身で届出してください。対象者全員分の、新たに加入した保険証(コピー可)と国保保険証(コピー不可)が必要です。

また、国民健康保険をやめる手続きは、保険年金課、美笹支所、戸田公園駅前出張所の窓口や、郵送でも可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 後期高齢者医療の保険証などの送付に関するお知らせ

問い合わせ 保険年金課 (内線 277)

### 後期高齢者医療保険の年度更新に伴い、書類を送付します。

発送時期 **7月上旬~中旬**

発送内容 **下記①~③の書類を各々発送**

### 後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、次の2つのいずれかに該当する世帯は、後期高齢者医療保険料が減免となる場合があります。

- (1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
  - (2) 主たる生計維持者の事業収入などが前年の当該事業収入などの10分の3以上減少した世帯
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

#### ① 保険証

被保険者全員に簡易書留で郵送します。

#### ② 限度額適用認定証、

限度額適用・標準負担額減額認定証  
更新対象の方のみ、普通郵便で郵送します。

#### ③ 保険料納付通知書

被保険者全員に、普通郵便で郵送します。国の制度改定によりこれまでの保険料の均等割額が7.75割軽減(年9,300円)となっていた方は、令和3年度以降は、7割軽減(年12,500円)に変わります。